

介護保険住宅改修、宮崎市高齢者等居宅介護住宅改修補助事業Q&A

No	住宅改修種別	表題	質問	回答
1	介護保険住宅改修費 住宅改修補助事業	事前申請について	賃貸、分譲マンション等の廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となりますか？	共用部分は対象となりません。
2	介護保険住宅改修費 住宅改修補助事業	事前申請について	住宅改修の対象となる家屋の所有者がご本人、配偶者以外の場合、何か提出するものはありますか？	「住宅改修の承諾についてのお願い」の提出が必要です。 配偶者が亡くなっている場合は、相続権のある方々の承諾が必要となります。
3	介護保険住宅改修費	事前申請について	介護認定の新規申請中ですが、申請できますか？	介護認定の新規申請・更新申請中の方、及び提出日時点で介護認定期間満了日が2ヶ月以内の方は「承諾書」の提出が必要です。
4	住宅改修補助事業	事前申請について	要介護認定の申請中ですが、申請できますか？	住宅改修補助事業では、新規・更新申請後で、介護認定が確定した後に申請が可能となります。
5	介護保険住宅改修費 住宅改修補助事業	理由書に関して	ケアマネジャーから、住宅改修が必要な理由書の作成を住宅改修施工業者に丸投げされたことがあるが、誰が作成すべきものなのか。	住宅改修が必要な理由書を作成するものは、基本的には居宅サービス計画書等を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センター担当職員とされており、理由書を作成する業務は、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の一貫として位置づけられております。 ただし、居宅サービス計画書及びの介護予防サービス計画書の作成に当たる介護支援専門員等がいけない場合には、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定支援2級以上の資格等を有する者が理由書を作成することができます。
6	介護保険住宅改修費 住宅改修補助事業	施工者について	依頼する施工者に決まりはありますか？	特に決まりはありませんが、受領委任払いでお支払いする際は、別途、施工者が受領委任払いの登録を介護保険課で行っていただく必要があります。
7	住宅改修補助事業	事後申請について	工事請負契約書は指定の書式がありますか？	指定の書式はありません。
8	住宅改修補助事業	支払いに関する事	あらかじめ、住宅改修補助事業の負担割合等は分かれますか？	同意書兼誓約書の提出があれば、利用の是非、負担割合はお伝えすることは可能です。
9	介護保険住宅改修費 住宅改修補助事業	改修内容の変更に関して	介護保険居宅介護(予防)住宅改修費承認(非承認)通知書の発行後に変更が生じた場合は、変更の申請が必要ですか？	「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修に係る申請変更申出書」 「補助事業計画変更承認申請書」の提出が必要です。 変更申請中は改修工事を中断していただく必要があります。
10	介護保険住宅改修費 住宅改修補助事業	申請の取り下げについて	申請した住宅改修を中止する際、何か提出するものはありますか？	「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修及び宮崎市高齢者等居宅介護住宅改修補助事業に係る申請取下げ申出書」の提出が必要です。
11	介護保険住宅改修費 住宅改修補助事業	手摺りの取付けについて	完全着脱式の手摺りは対象になりますか？	完全着脱式の手摺りは対象となりませんが、片方が固定されているはね上げ式の手摺りは対象となります。
12	介護保険住宅改修費 住宅改修補助事業	段差の解消について	高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室の床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取り替えも「段差の解消」として住宅改修の給付対象となりますか？	浴槽の縁も、玄関の上がり幅と同様「段差」に含まれるものとして支給対象となります。
13	介護保険住宅改修費 住宅改修補助事業	死亡に関して	在宅にいる被保険者が住宅改修工事の途中で死亡した場合、住宅改修費の申請はできますか？	在宅にいる被保険者が改修工事の途中で死亡した場合⇒死亡時に完成している部分までを介護保険の給付対象として申請することはできます。
14	介護保険住宅改修費 住宅改修補助事業	死亡に関して	退院または施設の退所をするにあたって、在宅生活の準備として住宅改修工事を行ったが、体調が急変し、在宅に戻ることなく被保険者が死亡してしまった場合、住宅改修費の申請はできますか？	在宅に戻ることなく、被保険者が死亡された場合、住宅改修費の支給はできません。(全額自己負担となります。)